平成２９年度　公金の債権回収業務に関する法務研修（金沢開催）

平成２９年１１月２２日

資料集

私債権・非強制徴収公債権の債権管理フローチャート

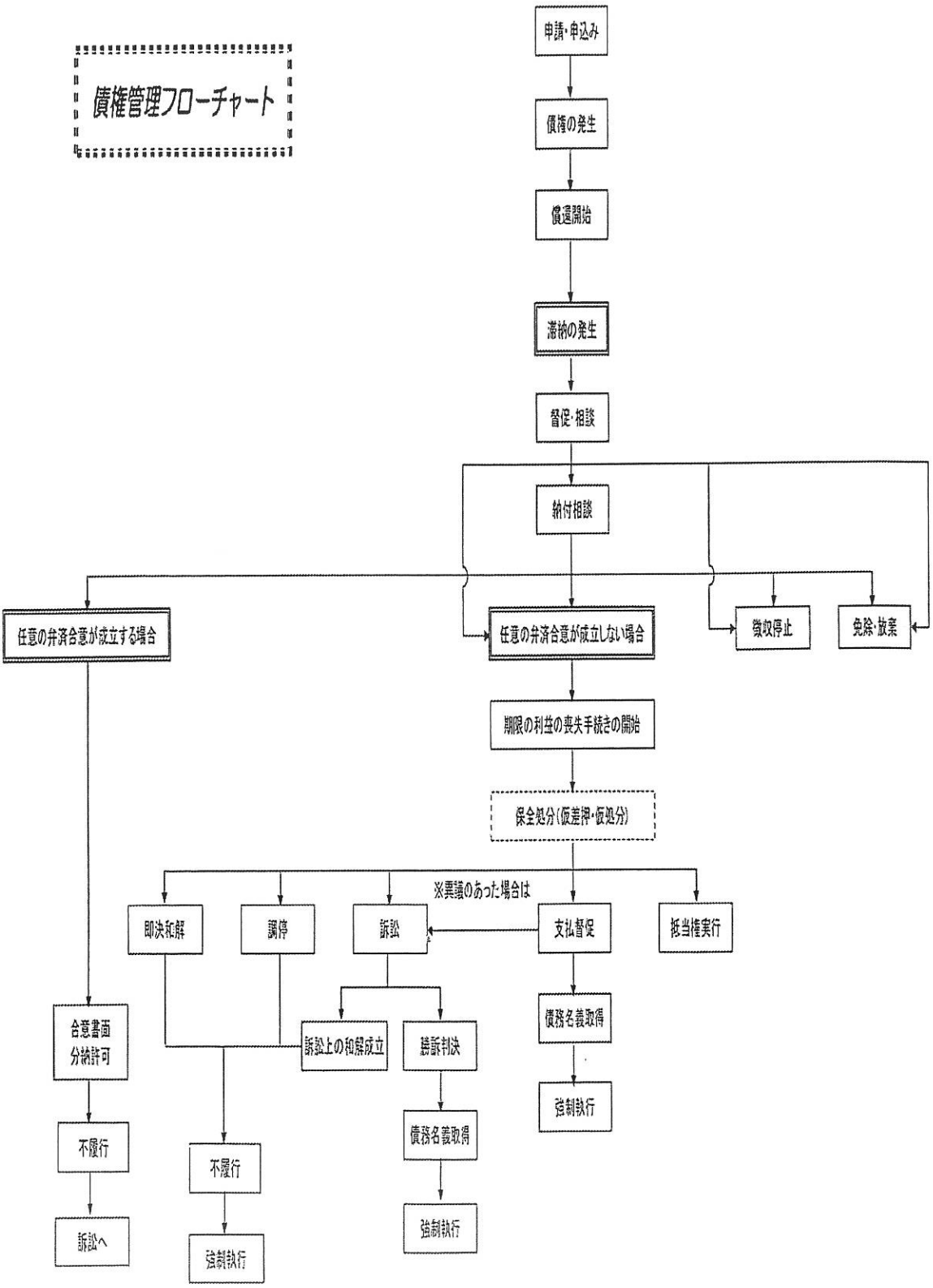

〒○○○○-○○○○
東京都練馬区○○○
練馬　太郎　殿　　（応急　番）

督　促　状

平成２７年９月　　日

借　受　人　　殿
連帯保証人　　殿

練馬区長　　前川　　燿男

〒１０１－００５２
東京都千代田区神田小川町２丁目１番１３号
中村ビル５階
マイスタット法律事務所
電　話　０３－３５１８－８４５６
ＦＡＸ　０３－３５１８－８４０６

上記代理人　弁護士　　須田　　徹

当職は、練馬区を代理して、貴殿らに対し、次のとおり通知致します。

記

１．貸金返還請求

○殿を借受人、○殿を連帯保証人として実行した平成　　年　月　日付練馬区応急小口資金貸付（貸付金額金○円）は、遺憾ながら、金○○円（残元本）が滞納となっています。

ついては、平成27年9月20日までに、上記残元本金○円を同封の納付書

によりお支払い戴きますよう請求致します（納付書の金額欄は記入済みです。最寄りの金融機関にて、お振込の方法によりお支払い下さい。）。

なお、違約金については、元本完済後に請求させて戴きます。違約金は年率１０．９５％（各償還期限の翌日から各償還金完済まで）となっています。

２．納付相談

何らかの事情により前記期限である平成27年9月20日までに上記金員全額のお支払いができない場合には、「納付相談会」にお越し願います。当職（ないしは練馬区から委任された別の弁護士）が、個別に面談をさせて戴き、貴殿らの経済状況等をうかがったうえ、無理のない返済計画等を策定すべく協議させて戴く用意がございます。「納付相談会」の詳細については別紙「納付相談会のご案内」をご覧下さい。このまま放置されますと、違約金が日ごとにかさんでいくため、ますます解決困難となります。是非、ご一報下さい。

３．訴訟提起の予告

万一、前記期限である平成27年9月20日までに、上記金員全額をお支払い戴けず、かつ、納付相談の申し入れもない場合には、自発的な支払いの意思がないものとみなし、裁判所に貴殿らを被告とする貸金返還請求訴訟を提起することとなりますので、あらかじめご承知おき下さい。

＜同封書類＞

・納付相談会のご案内
・面談カード
・面談カードについて
・納付書

以上

面談カード（応急小口資金貸付金）

受付No.　　（相談者記入欄）

面談	平成　年　月　日	**生年月日**	大正・昭和　年　月　日
ふりがな			
相談者 （借入のある方）	男・女　職業 （　才）勤務先名		
現住所	〒□□□－□□□□	**TEL**	
		携帯電話	
勤務先	〒□□□－□□□□	**TEL**	
収入	月額（手取り）　円		
生活保護	□受けていない　□受けている（生活扶助、教育扶助、医療扶助、住宅扶助）		
資産	土地の有・無　建物の有・無　家賃を除く毎月の生活費　円		
	家賃　円　預金　円　毎月の返済額　円		
	クレジットで購入した物品を所持していますか　有・無		
	自動車を所有していますか　有・無		
	生命保険に加入していますか　有・無		

家族構成	氏名	続柄	年令	同居の有無	職業	収入		
						月収	賞与	年収合計
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				
				同居・別居				

債務の概要（合計金額　約　万円）	**＜下記に内訳をご記入ください＞**		
消費者金融からの借金	**件**	**約**	**円**
ｸﾚｼﾞｯﾄ・銀行ﾛｰﾝからの借金	**件**	**約**	**円**
商工ﾛｰﾝなど事業上の借金	**件**	**約**	**円**
短期・高利業者からの借金	**件**	**約**	**円**
勤務先・知人等の借金	**件**	**約**	**円**

現在一番困っていること・特に希望することを記入下さい

過去の債務整理について　□弁護士・司法書士に依頼したことがある（相談場所　）
該当をﾁｪｯｸ下さい　□破産をしたことがある　□現在任意整理中

〒
東京都

○○　○○　殿　　（番号　　）

平成２６年１１月　　日

ご　連　絡

○○　○○　殿

〒
東京都
通知人　東京都立　病院
院　長

東京都千代田区神田小川町２丁目１番１３号
中村ビル５階

マイスタット法律事務所
弁護士　　須　田　　徹

電話：０３－３５１８－８４５６
ファックス：０３－３５１８－８４０６

当職は、東京都立●●病院の代理人です。

当職は、貴殿に対し、平成２６年３月●日付督促状にて、都立●●病院の未払診療費合計　　円を同年　月　日までに支払うよう請求させて戴きましたが、これまで支払いがないだけでなく、何らのご連絡もないため、事務処理上、大変困惑しております。

ついては、下記回答書に所要事項をご記入のうえ、平成２６年１１月○○日までに、郵送（切手不要）もしくはファクス（０３－３５１８－８４０６）にて、返送して戴きますようお願い致します。

回　答　書

（ファクス番号：０３－３５１８－８４０６）

ご記入日：平成２６年　　月　　日

お名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回の都立　　病院の診療費の請求について、該当するものにレ点を入れて下さい。

☐　一括で支払う。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　分割払いを希望する。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払いをしばらく待って欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払える状況にないので免除して欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払うつもりはない。

※理由をご記入願います。

平成２７年●●月●●日

面談結果報告書

〒101-0052　千代田区神田小川町２－１－１３
中村ビル５階
TEL 03-5283-2455　FAX 03-5281-0735
弁護士　　澤　村　　暁

管理番号　　ＮＯ．●
面 談 者　　●●　●●
　　０９０－●●●●－●●●●
面談日時　　平成２７年●月●日午前１１時
面談場所　　マイスタット法律事務所
滞納金額　　８９万２０００円

第１　聴取内容

当職が上記面談者から事情聴取したところ，同人は当職に対し，要旨次のとおり陳述した。

記

１　滞納の経緯

奨学金については母が借りる手続きをしたと思うが、返済についても母が行っていると思っていました。

今回、初めて自分に通知が来て驚いている。最初から自分宛に区から通知が来ていれば払っていたのに、いきなり弁護士名の通知だったので納得出来ない部分もあります。

２　現在の生活状況

現在は、母と２人で暮らしています。

震災までは福島で事業を行う計画でしたが頓挫してしまい、今はフリーターをしながら、●●●●という会社で働いています。

給与は日給月給で月額２０万円位の収入があります。母は年金暮らしで、２ヶ月で１２万円の支給です。

都営住宅に住んでおり家賃は月５万５０００円です。

以前、任意整理を行い、毎月４万円を返済していますが、まだ完済には数年かかります。

住民税の滞納に対して毎月２万円を払っています。滞納金額の総額は覚えていません。

友人への借金に対して毎月２万円を払っています。これは残り１年くらいで終わります。

収入が安定しないので生活に余裕はありません。

収支の状況は以下のとおりです。

収入		支出	
給与	２０万円	家賃	５万５０００円
母の年金	６万円	水道光熱費	２万５０００円
		通信費	５０００円
		食費	６万５０００円
		住民税	２万円
		任意整理	４万円
		友人への返済	２万円
		交通費	５０００円
		日用品その他	１万円
合計	２６万円	合計	２４万５０００円

月の余剰１万５０００円

３　面談者の意向

法律上は私が借りていることには間違いないので、お支払いします。

ただ、分割返済でないと難しく、友人への借金返済が確実に終わる１年半の間は毎月１万５０００円を返済し、その後は毎月３万円を返済する形でお願いします。

第２　当職の意見（分割合意－平成２４年１１月から同２６年４月まで毎月１０日限り１万５０００円
平成２６年５月から同２８年１月まで毎月１０日限り３万円）

面談者の生活状況からは、収入が安定せず、滞納住民税等の返済もあることから、分割払いとすることに相当の理由があり、約３年間で返済できる上記内容で分割合意をすべきであると考える。

以上

（様式1）

平成　　年　　月　　日

調査同意書

●●区長　殿

債　務　者
住　所（所在地）
氏　名（名　称）　　㊞
電話番号
生年月日　昭和・平成　　年　　月　　日

●●区奨学資金の履行において、次の調査を受けることに同意します。

調査事項

１　区が保有しない情報について

○固定資産税・都市計画税に関する情報の提供を受けることに同意します。
○区が金融機関から取引状況の情報の提供を受けることに同意します。
○区が保険会社から加入状況の情報の提供を受けることに同意します。
○区が給与・報酬の支払者から支払状況の情報の提供を受けることに同意します。

２　区が保有する情報について

●●区●●課が、区が保有する次の情報について、●●区奨学資金の滞納整理業務に必要な範囲で、情報所管課から提供を受けることに同意します。

(1) 提供を受ける情報

○　納税通知書送達先住所
○　個人の区民税・都民税に関する情報
・所得の種類及び金額並びに収入の種類、金額及びその収入に係る支払者等
・所得控除の種類及び控除額並びに生命保険料控除の対象となった保険料の支払先
・税額
○　区税の滞納の有無
○　生活保護の状況

(2) 情報所管課

区役所納税課、課税課、●●●

分 割 納 付 誓 約 書

年　月　日

練馬区長　　様

住所

納税者　氏名　　印

電話　　（　　）

私の滞納町税については、下記のとおり分割して納付することを誓約します。
なお、分割納付額を期限までに納付しないとき、国税等につき滞納処分が執行されたとき、その他の事情により貴職において徴収金の全額を徴収することができないと認めるときは、ただちに滞納処分を執行されても異議ありません。

年度	税　目	期別	税　目	督促手数料	分割納付計画書		
					年　月　日	納付予定額	延滞金額

※　延滞金額（合計　　円）は分割納付計画の期日に納付した場合の額
　　実際に納付した日時により変動します。

※　本誓約書は民法第147条3の承認に該当するものである。

合　意　書

練馬区（以下「甲」という。）と●●　●●（以下「乙」という。）は、後記表示の貸付金（以下「本件貸付金」という。）の償還について、以下のとおり合意した。

第１条　乙は、甲から平成〇年〇月〇日に借り受けた本件貸付金について、甲に対し、次のとおりの債務を負っていることを認める。

残元本　　円

延滞金　　各償還期限の翌日から各償還金完済まで、償還すべき金額につき年１０．９５パーセントの割合による金員

第２条　乙は、甲に対し、前条の債務のうち、残元本の金　　円を次のとおり分割して支払う。

平成　　年　　月から同　　年　月まで、毎月　　日限り、　　円ずつ

第３条　乙は元本を完済した後、甲に対し、すみやかに延滞金を支払う。なお、延滞金の支払方法については、上記完済後に別途協議する。

第４条　乙が住所・居所を変更したときは、乙は変更後の住所・居所を甲にすみやかに届け出るものとする。乙がその届出を怠ったときは、甲が届出済みの住所・居所に送付した本件貸付金に関する書類は、通常到達すべきときに到達したものとみなす。

第５条　甲が本件貸付金の保全上必要と認めるときは、乙の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、乙に質問することができ、乙はそれに答える義務を負う。また、甲は本件貸付金の保全上必要と認める書類の提出を乙に求めることができ、乙はこれに応ずる義務を負う。

第６条　乙に次のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、当然に期限の利益を失い、甲に対し、残債務を直ちに一括して支払う。

（１）第２条による分割金の支払いを怠り、その額が２回分以上に達したとき。

（２）前条に定める義務を履行しないとき。

本合意の成立を証するため、本書２通を作成し、甲乙双方が記名捺印の上、各１通を保管するものとする。

＜貸付金の表示＞

貸 付 名 称：練馬区応急小口資金貸付金

貸 付 金 額：　　円

貸　付　日：平成　　年　月　日

返 済 方 法：平成　年　月から同　年　月まで、毎月　日限り、　回払い

平成　　年　　月　　日

（甲）　東京都練馬区豊玉北６丁目１２番１号
練馬区
区　長　　前　川　燿　男

東京都千代田区神田小川町２丁目１番１３号　中村ビル５階
弁護士法人 マイスタット法律事務所
甲代理人弁護士　　須　田　　徹

（乙）
住所

氏名　　㊞

平成２７年　　月　　日

荒　川　区
区 長　　西 川　　太 一 郎　　殿

住　所

氏　名

分割納付（履行延期）許可申請書

１　私は、荒川区に対し、同区の平成２１年〇月１１日付け返還決定（２１荒福保第〇〇〇〇号）に基づく次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）を負担していることを認めます。

（１）元本（保護費返還金残金）　４８９万５９７９円（平成２７年3月２３日現在）

（２）延滞金　　荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例３条（下記条文参照）に定めるところにより前記（１）に加算される金員

２　私は、本件債務を一括して支払うことができないため、次のとおり分割納付（履行延期）の許可をして戴きますよう申請します。なお、分割納付（履行延期）の許可を受けた後の残元本につき、年１４．６パーセントの延納利息、延滞金を付すことについては異議ありません。

（１）前記１、（１）記載の元本について
次のとおり分割して支払うものとします。
①　平成２７年４月から同３０年３月まで、毎月末日限り、金２万円宛
②　平成３０年４月末日限り、金４１７万５９７９円

（２）分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付された前記１、（２）記載の延滞金及び同許可を受けた後の延納利息、延滞金について
前項（１）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

３　私は、分割納付（履行延期）の許可を受けるにあたり、下記事項を条件として付することに異議はありません。

（１）私が前記２、（１）記載の分割金の支払いを２回以上怠ったとき及び後記（３）の条件に違反したときは、私は当然に期限の利益を失うものとすること。

（２）私が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出ること。私がその届出を怠ったときは、荒川区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなすこと。

（３）荒川区が本件債務の保全上必要と認めるときは、私の資産・負債の状況、収入・

支出の状況、生活状況等について、私に質問することができ、私はそれに答える義務を負うこと。また、荒川区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を私に求めることができ、私はこれに応ずる義務を負うものとすること。

＜参考＞

荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例

第３条　使用料等について前条の規定による督促をした場合においては、当該使用料等の金額に、その納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、その金額（１０００円未満の端数があるとき、又はその全額が２０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。）に年１４．６パーセント（督促状に指定する期限までの期間については、年７．３パーセント）の割合を乗じて計算した金額に相当する延滞金額を加算して徴収する。ただし、確定した延滞金額に１００円未満の端数があるとき、又はその全額が１０００円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てる。

平成２７年●月●日

東京都荒川区・・・・・・
　○　○　　○　○　　殿

荒　　川　　区
区 長　　西 川　　太 一 郎

分割納付（履行延期）許可書

貴殿より平成２７年　　月　　日付け書面にて申請のあった後記１記載の債務にかかる分割納付（履行延期）の許可申請につき、下記３の条件を付したうえ、下記２記載のとおりの分割納付（履行延期）を許可する。

記

１　債務の内容

平成２１年○月１１日付け返還決定（２１荒福保第○○○○号）に基づく貴殿の当区に対する次のとおりの債務（以下「本件債務」という。）

（１）元本（保護費返還金残金）　４８９万５９７９円（平成２７年3月２３日現在）

（２）延滞金　　荒川区使用料等に係る督促、滞納処分等に関する条例３条に定めるところにより、分割納付（履行延期）の許可を受けた日までに付されている金員

２　分割納付の内容

（１）前記１、（１）記載の元本について

次のとおり分割して支払うものとします。

①　平成２７年４月から同３０年３月まで、毎月末日限り、金２万円宛

②　平成３０年４月末日限り、金４１７万５９７９円

（２）前記１、（２）記載の延滞金について

前記１、（１）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

（３）延納利息、延滞金について

分割納付の許可をした日の翌日から各履行期限までの日数に応じて延納利息を付するものとします。また、前記（１）の分割金の支払いを怠ったとき若しくは後記３、（１）により期限の利益を喪失したときは、履行期限の翌日若しくは期限の利益を失った日の翌日から支払済みまでの日数に応じて延滞金を付するものとします。

延納利息及び延滞金の利率は年１４．６パーセントとします。

延納利息及び延滞金は、前記１、（１）記載の元本完済後に一括して支払うものとします。

３　許可条件

（１）貴殿が前記２、（１）記載の分割金の支払いを２回以上怠ったとき及び後記（３）の条件に違反したときは、貴殿は当然に期限の利益を失うものとします。

（２）貴殿が住所・居所を変更したときは、変更後の住所・居所を荒川区に速やかに届け出るものとします。貴殿がその届出を怠ったときは、当区が届出済みの住所・居所に送付した本件債務に関する書類は通常到達すべきときに到達したものとみなします。

（３）当区が本件債務の保全上必要と認めるときは、貴殿の資産・負債の状況、収入・支出の状況、生活状況等について、貴殿に質問することができ、貴殿はそれに答える義務を負うものとします。また、当区は本件債務の保全上必要と認める書類の提出を貴殿に求めることができ、貴殿はこれに応ずる義務を負うものとします。

（不服申立の教示）

１　この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内に、荒川区長に対して審査請求をすることができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６０日以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。

２　この処分の取消しの訴えは、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、荒川区を被告として（訴訟において荒川区を代表する者は荒川区長となります。）、提起することができます（なお、この処分があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内であっても、この処分の日の翌日から起算して１年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記１の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して６か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます。

総 税 企 第 ５ ５ 号
平成１９年３月２７日

各道府県税務主管部長
殿
東京都総務・主税局長

総務省自治税務局企画課長

地方税の徴収対策の一層の推進に係る留意事項等について

地方税の徴収対策については、平成 19 年３月 27 日付け総税企第 54 号「地方税の徴収対策の一層の推進について」（総務省自治税務局長通知）で通知したところですが、各地方団体において徴収対策を講ずるに際し留意していただくべき事項及び先進的な取組事例について、下記のとおり取りまとめましたので、通知します。

今後、この通知内容に沿って、地方税の徴収対策を一層推進していただくよう、お願いいたします。

また、貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡願います。

記

１　徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者の活用

平成 17 年４月１日付け「地方税の徴収に係る合理化・効率化の推進に関する留意事項について」（総務省自治税務局企画課長通知）においても通知しているところであるが、徴収に関する業務にノウハウを有する民間事業者を活用することを通じ、徴収能力の向上や徴収事務の効率化を図ることは有用である。

既に同通知等において民間委託が可能な業務の例などを示しているところであるが、地方団体における近年の先進的な取組・検討事例を踏まえ、改めて以下のとおり代表的な事例について、その実施上留意すべき事項を含めて整理したので、参考としていただきたい。

（１）滞納者に対する納税の慫慂行為

納税者が納期限までに地方税を完納しない場合、法令の規定に基づき、地方団体の

徴税吏員は督促状を発し、さらに一定の要件に該当する場合には滞納者の財産を差し押さえなければならないこととされている。さらに質問検査や捜索など、これらいわゆる滞納処分については、租税の性格上、極めて強力な公権力の行使が認められているところであり、これらは徴税吏員に限ってその行使が許されているものである。

一方、実際の徴税現場においては、強制的な処分に至るまでに、文書や電話、臨戸訪問等を通じ、様々な形で滞納者に対する納税の慫慂が行われているところであり、これらに係る事務量は徴収対策において相当なウェイトを占めている。このうち、徴税吏員に実施主体が限定されていない業務について、非常勤職員や民間事業者の活用を含め、できる限り徴税吏員以外の者に委ねることは、公権力の行使に係る業務に徴税吏員をより効果的かつ集中的に従事させる観点から、有用と考えられる。

ア）　催告状・督促状等の印刷・作成・封入等の業務

地方税法上、「督促」とは、滞納処分を行うための前提要件であり、口頭ではなく書面（督促状）によって行うことが必要とされている。督促の実施主体は、徴税吏員に限定されているが、これは督促に関連した事実行為についてまで、徴税吏員に限定する趣旨ではない。このため、個人情報の保護のために必要な措置を講じたうえで、滞納税額等を印字する業務を含め、督促状の印刷、作成、封入、発送等の業務を民間委託することは差し支えない。

また、法令上の「督促」以外にも、書面で催告状、最終催告状、差押予告状等の名称で、書面による納税の慫慂を実施するケースが多いが、上記督促状に関する業務とあわせて民間委託することが可能である。

総務省の実態調査（平成 18 年 7 月 1 日現在の地方税の収納・徴収対策等に係る調査。以下同じ。）においても、これらの書面について、滞納税額等を印字する業務を含む作成業務を委託している団体が、都道府県で 36 団体、市区町村で 473 団体（調査対象は、1,842 団体）となっており、広くその活用が進んでいる。

各地方団体における業務の実情にあわせ、最も効率的な方法を選択して民間委託の活用を検討していただきたい。

イ）　電話による自主的納付の呼びかけ業務

滞納者に対しては、書面による督促・催告などのほかに、電話により滞納者に直接その事実を知らせ、自主的納付を呼びかけることは広く行われている。これらの業務のうち、滞納者に地方税を滞納している事実や滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、滞納者の納付意思や納付予定時期の確認、滞納者が任意に申し出た事情の記録等については、法令上徴税吏員に限定されておらず、民間事業者に委託し、実施させることが可能である。また、あわせて滞納者の照会に応じ、課税の根拠や滞

納処分の制度等について、客観的な事実を説明することも差し支えない。

一方、滞納者の財産等を把握するための質問は、法令上徴税吏員に限定された質問検査権（国税徴収法第 141 条）の行使にあたることから、民間事業者に委託することはできない。また、地方税の徴収猶予（地方税法第 15 条）は地方団体の長に属する権限であることから、分納を認めるなどの納税交渉を包括的に民間委託することも不適当である。

先進事例においては、市役所内の一室を執務スペースとしたうえで、民間事業者から電話催告にノウハウを有する労働者の派遣を受け、滞納者宅への電話による自主的納付の呼びかけ業務を行わせている地方団体がある。この事例では、当該派遣労働者は契約上、地方団体の指揮命令下におかれるほか、執務室への入退出時のチェック、私物持ち込みの禁止や民間事業者の労働者に対する定期的な研修など、個人情報の持ち出しを防止するために必要な措置が講じられている。督促状等の送付だけになりがちな少額滞納者に対し、滞納初期の呼びかけを行うこと等により、一定の成果があがっているとの評価もある。

こうした先進事例を踏まえつつ、各地方団体の実情に応じ個人情報保護等に必要な方策を講じながら、民間事業者の活用を図ることは有用と考えられる。

なお、民間事業者のコールセンターなど、地方団体の庁舎以外の場所における電話による自主的納付の呼びかけ業務について、民間委託を検討している地方団体もある。この場合、他の民間債権の催告業務等を行う同一スペース、同一職員により、地方税の滞納者に対する呼びかけ業務が行われる可能性があることなどに鑑みると、個人情報保護や目的外利用の防止などについて特に厳重な配慮が必要であり、適切かつ十分な工夫を講じることとしていただきたい。

ウ）　臨戸訪問による自主的納付の呼びかけ業務

書面、さらには電話による催告によってもなお、滞納が継続する場合、臨戸訪問によって直接滞納者と面接し、納付を求めることが多い。臨戸訪問においても、イ）と同様に、滞納者に地方税を滞納している事実、滞納税額等を伝え、自主的納付を呼びかけることや、納付意思や納付予定時期を確認すること等については、法令上徴税吏員に限定する規定はなく、民間委託することは可能である。

ただ、庁舎内などで行われる電話による自主的納付の呼びかけ等と異なり、臨戸訪問は滞納者の自宅等において実施されることから、滞納者に関する情報を庁舎等の建物外に持ち出すこととなる。臨戸訪問の民間委託を検討する際には、適正な業務執行と個人情報保護の観点から、万全の措置を講ずることが求められる。

現時点で地方税について、こうした民間委託を実施している地方団体はないが、徴収嘱託員などの非常勤職員を活用している事例は多い。また、検討段階の事例であるが、臨戸訪問に従事する民間事業者の職員に市の証明を付した身分証明書を常時携帯

られている。

先進事例を踏まえ、差押・公売関連業務における民間事業者の活用を一層推進されるよう、検討していただきたい。

なお、インターネット公売においても、国税徴収法の規定が適用され、公売参加者は原則として、入札等を行うまでに見積価額の 10%以上の公売保証金を現金で納付しなければならないこととされていた（国税徴収法第 100 条）。この点に関し、平成 19 年度税制改正における国税徴収法の改正により、一定の支払い保証契約により担保される場合には、現金の納付を不要とされるほか、買受代金の納付期限の延長可能期間（同法第 115 条）が従来の 10 日間から 30 日間に延長されるなどインターネット公売を円滑に行うための所要の措置が講じられることにも留意していただきたい。

２　地方団体における徴収体制の整備

民間事業者の活用が可能な分野は民間委託を積極的に活用する一方、徴税吏員その他の税務関係職員については、多様な任用・勤務形態の活用、広域連携の推進、組織間の連携強化、組織体制の見直しなどを通じ、より効率的な業務運営が可能となるような徴収体制を整備することが重要である。

（１）　多様な任用・勤務形態の活用

地方団体においては、再任用職員制度及び再任用短時間勤務職員制度（地方公務員法第 28 条の 4 及び第 28 条の 5）による当該地方団体の定年退職者等の採用、任期付職員制度及び任期付短時間勤務職員制度（地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律第 3～5 条）による国税の経験や他の地方団体の税務経験を有する者等の採用により、これらの職員を徴税吏員として活用している例が見られる。

こうした多様な任用・勤務形態を活用することにより、徴収にノウハウを有する者を徴税吏員として活用できる範囲が広がるなどの効果が期待できる。また、任期付短時間勤務職員を活用することにより、夜間や休日などを含めた勤務シフトを整備することも可能となる。したがって、こうしたニーズがある地方団体においては、これらの制度を積極的に活用していただきたい。

なお、特別職の非常勤嘱託職員は、特別職であるため、罰則で担保された守秘義務や厳格な服務規律が適用されない。このため、強力な公権力の行使を担当し、納税者の秘密情報にも深く関わる徴税吏員の業務を担当させることは適当でないことから、徴税吏員への任命はできないものである。また、一般職の非常勤職員についても、再任用短時間勤務職員や任期付短時間勤務職員以外は本格的業務を行うことができない職員であると解されていることから、徴税吏員に任命することはできない。

（２） 広域連携等の強化

地方税は、課税権を行使した地方団体自らが住民と向き合い、その徴収にあたることが原則である。一方、滞納者の財産調査、差押、公売といった滞納処分については、専門的な知識や経験の蓄積を必要とすることから、特に小規模な団体ではノウハウの蓄積が困難なケースも少なくない。より効果的かつ高度な滞納処分等を実施するため、複数の市町村で滞納整理組合などを設立し、一定の滞納案件については組合において滞納処分等を実施する事例が増加している。また一部事務組合の設立に至らなくとも、広域的な連携を強化し、ノウハウや情報の共有を行うための協議会組織等を設立するケースもみられる。

このほか、個人住民税の徴収引継や職員の人事交流などを通じて、都道府県と市区町村間の連携の強化に取り組むことも重要である。都道府県と市区町村間の人事交流を行う際の工夫として、県職員を市職員に、市職員を県職員に、相互に併任発令することによって、県税・市税を通じて徴収対策に従事する形態を活用している地方団体もある。

３兆円の税源移譲により重要度を増す個人住民税の徴収対策や、不正軽油などの脱税防止対策など個別の課題への対応を含め、地方団体間の広域連携等による徴収体制の強化を図ることは極めて有用と考えられることから、地域の実情に応じ、その推進に努めることとしていただきたい。

（３） 地方団体内における各種公金の徴収の連携強化

地方団体が住民等から徴収する必要がある公金債権としては、地方税だけでなく、国民健康保険料、介護保険料、保育料など国税徴収法の例による自力執行権が付与されている債権のほか、公営住宅使用料、給食費、貸付金など多様な債権がある。いずれも滞納額や件数が増えるなど問題を抱える地方団体も少なくない。

これまではそれぞれの制度等を所管する部局において徴収対策に取り組まれてきたところであるが、より効率的かつ効果的な体制を整備する観点から、地方税以外の公金債権についても、一定の滞納整理を税務担当部局に移管、集約する事例が増えてきている。

地方団体の歳入を確実に確保する観点からも、地方団体内部では専門的な徴収ノウハウを有する税務担当部局の活用を図ることは有用と考えられるので、それぞれの債権に関する個人情報保護に十分かつ慎重な配慮を行いつつ、各地方団体の実情等に応じ、検討していただきたい。

なお、国民健康保険料については、地方税の滞納処分の例により処分することができる（国民健康保険法第 79 条の２及び地方自治法第 231 条の３③）ことから、国税徴収法第 141 条の規定が適用され、滞納者等に対し財産に関する必要な質問及び検査

への応答義務が課されている。このため、当該情報は滞納者との関係においては秘密ではないと考えられ、地方税法第 22 条に定める守秘義務に関し、地方税と国民健康保険料を一元的に徴収するため、滞納者の財産情報を利用することについては差し支えない。保育所保育料など、地方税の滞納処分の例によると規定されているものについても同様と考えられるので、参考としていただきたい。

３　地方税の電子化の推進

地方税の申告手続等の電子化については、納税者の利便性向上、地方税務行政の高度化及び効率化のためにも、早急な取組が求められている。

政府においては、電子政府の実現に向け推進を図っているところであり、平成 18 年１月の「ＩＴ新改革戦略」（ＩＴ戦略本部決定）においては、「利便性・サービス向上が実感できる電子行政（電子政府・電子自治体）を実現し、国・地方公共団体に対する申請・届出等手続におけるオンライン利用率を 2010 年度までに 50％以上とする」とされている。また、これを受け、総務省では 18 年７月に「電子自治体オンライン利用促進指針」を策定し、その中において、地方税申告手続は、住民等の利便性の向上や業務の効率化効果が高いと考えられる「オンライン利用促進対象手続き」として位置づけられたところである。

地方税の申告手続の電子化については、(社)地方税電子化協議会により地方税ポータルシステム（eLTAX： http://www.eltax.jp/）が運営されており、既に全ての都道府県及び政令指定都市、一部の一般市町村において法人事業税、法人住民税、固定資産税（償却資産）について運用が開始されているところである。

eLTAX の更なる利用促進に向けては、市町村の参加拡大、対象税目や手続の拡大、利用手続の簡便化等の措置を講じていくことが重要である。

対象税目等の拡大については、現在、(社)地方税電子化協議会において eLTAX の２次開発（個人住民税に係る給与支払報告書等）が検討されているところである。また利用手続の簡便化等の観点から、「地方税の電子申告に係る電子署名の簡素化について」（平成 19 年１月 29 日付け総税企第 15 号）で通知したとおり、本年４月より税理士が申告書を代理送信する場合は納税者本人の電子署名は省略可能となる。

こうした状況を踏まえ、 各団体におかれては、今後とも、管轄税務署、税理士会等、地域における関係機関と連携しつつ、地方税の申告手続等に係るオンライン利用促進を計画的・積極的に図っていただきたい。

総行政第２９号
総税市第１１号
平成23年３月３日

各道府県総務部長
東京都総務局長　　殿
東京都主税局長

総務省地域力創造グループ地域政策課長
総務省自治税務局市町村税課長
（　公　印　省　略　）

生活困窮者対策等における税務情報の活用について

生活困窮者対策等の推進については、各地方団体において様々な取組みが進められているところですが、本人の同意を前提に個人住民税の納付状況など地方税の賦課徴収に関する個人情報（以下「税務情報」という。）を活用し、関連部署や、地方団体と連携している弁護士等との間で情報共有を行うことにより、成果を上げている地方団体も見られるところです。こうした取組みは、社会的に孤立し生活困難に陥っている方等への対策を推進する上で意義のあるものと考えられます。

ついては、こうした取組みを進める際の税務情報の取扱いについて留意すべき点を下記のとおり整理しましたので、お知らせします。

貴都道府県内の市区町村に対してもこの旨をご連絡いただくようお願い申し上げます。

なお、本通知は地方自治法（昭和22年法律第67号）第245条の4（技術的な助言）に基づくものです。

記

１　税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合は、本人の同意を得られているか、当該施策の実施に必要な範囲での提供であるかどうかを確認するなど、地方税法第22条及び地方公務員法第34条により守秘義務が課せられていることを留意の上、対応することが適切と考えられること。

2　税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を前提に当該施策の担当課等に提供する場合に、いかなる方法により本人の同意を確認するか、当該税務情報を適正に取り扱うために必要な措置を税務情報の提供先に求めるかどうか等については、各地方団体の個人情報保護条例に基づき判断すべきものであること。

3　上記を踏まえ、税務情報を生活困窮者対策等の施策に活用するため、本人の同意を得る際には、例えば、本人に対して、別添の同意書の提出を求めることが考えられること。また、本人が予期しない税務情報の目的外利用・提供によって、本人に不安・懸念を生じさせることがないように、目的外利用・提供の内容を同意書に明記するとともに、本人に対して、十分な説明を行うことが適切であると考えられること。

担当　市町村税課
水野住民税企画専門官
黒川住民税第一係長
TEL　03-5253-5669

（別添：同意書の例）

○○○　市長様

税務情報の取り扱いに関する同意書

年　　月　　日

住所

氏名

私は、下記の目的に限り、○○○市が保有する私の税務情報を、○○課など下記の目的に関する市の部署において利用すること及び下記の目的について市と連携して事業を行う弁護士、司法書士、社会福祉協議会等の市以外の者に提供することに同意します。

記

【例】

1　多重債務の解消

2　生活困窮状態の解消と生活の再建

3　○○○市に対する税、使用料、手数料等の滞納の解消

〒
東京都

○○　○○　殿　　（番号　　）

平成２６年１１月　　日

ご　連　絡

○○　○○　殿

〒
東京都
通知人　東京都立　病院
院　長

東京都千代田区神田小川町２丁目１番１３号
中村ビル５階

マイスタット法律事務所
弁護士　　須　田　　徹

電話：０３－３５１８－８４５６
ファックス：０３－３５１８－８４０６

当職は、東京都立●●病院の代理人です。

当職は、貴殿に対し、平成２６年３月●日付督促状にて、都立●●病院の未払診療費合計　　円を同年　月　日までに支払うよう請求させて戴きましたが、これまで支払いがないだけでなく、何らのご連絡もないため、事務処理上、大変困惑しております。

ついては、下記回答書に所要事項をご記入のうえ、平成２６年１１月○○日までに、郵送（切手不要）もしくはファクス（０３－３５１８－８４０６）にて、返送して戴きますようお願い致します。

回　答　書

（ファクス番号：０３－３５１８－８４０６）

ご記入日：平成２６年　　月　　日

お名前：＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

今回の都立　　病院の診療費の請求について、該当するものにレ点を入れて下さい。

☐　一括で支払う。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　分割払いを希望する。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払いをしばらく待って欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払える状況にないので免除して欲しい。

※こちらからご連絡しますので電話番号をお知らせ願います。

☐　支払うつもりはない。

※理由をご記入願います。

平成27年3月31日現在

平成19年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	100 件	22,975,900 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**40**	**8,982,781**	**39%**
②分納合意	分納合意	11	2,624,519	11%
	債務承認	2	157,000	1%
	小　計	**13**	**2,781,519**	**12%**
③債権放棄・その他	生活保護	1	72,000	0%
	破産	2	275,000	1%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	20	4,043,000	18%
	小　計	**23**	**4,390,000**	**19%**
④訴訟案件	完納（取下等）	1	3,480,586	15%
	判決	8	2,114,014	9%
	和解	10	409,000	2%
	取下げ	5	818,000	4%
	小　計	**24**	**6,821,600**	**30%**
⑤強制執行		**0**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**100**	**22,975,900**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**41**	**12,463,367**	**54%**

平成27年3月31日現在

平成20年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	200 件	83,435,600 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**47**	**21,686,835**	**26%**
②分納合意	分納合意	24	5,535,765	7%
	債務承認	1	372,000	0%
	小　計	**25**	**5,907,765**	**7%**
③債権放棄・その他	生活保護	1	500,000	1%
	破産	0	0	0%
	死亡	1	490,000	1%
	行方不明・その他	10	4,039,000	5%
	小　計	**12**	**5,029,000**	**6%**
④訴訟案件	完納（取下等）	1	21,757,077	26%
	判決	61	18,119,479	22%
	和解	38	5,265,737	6%
	取下げ	16	5,669,707	7%
	小　計	**116**	**50,812,000**	**61%**
⑤強制執行		**0**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**200**	**83,435,600**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**48**	**43,443,912**	**52%**

平成27年3月31日現在

平成21年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	1,000 件	230,644,367 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		**320**	**76,648,169**	**33%**
②分納合意	分納合意	98	11,976,753	5%
	債務承認	0	0	0%
	小　計	**98**	**11,976,753**	**5%**
③債権放棄・その他	生活保護	17	3,494,589	2%
	破産	6	1,564,656	1%
	死亡	5	1,190,000	1%
	行方不明・その他	9	2,222,000	1%
	小　計	**37**	**8,471,245**	**4%**
④訴訟案件	完納（取下等）	24	71,527,213	31%
	判決	299	50,097,697	22%
	和解	198	8,224,713	4%
	取下げ	24	3,698,577	2%
	小　計	**545**	**133,548,200**	**58%**
⑤強制執行		**0**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**1,000**	**230,644,367**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**344**	**148,175,382**	**64%**

平成27年3月31日現在

平成22年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	1,004 件	237,239,330 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		**309**	**73,075,358**	**31%**
②分納合意	分納合意	95	12,604,948	5%
	債務承認	0	0	0%
	小　計	**95**	**12,604,948**	**5%**
③債権放棄・その他	生活保護	14	3,245,700	1%
	破産	6	1,915,500	1%
	死亡	7	1,518,500	1%
	行方不明・その他	20	3,329,624	1%
	小　計	**47**	**10,009,324**	**4%**
④訴訟案件	完納（取下等）	31	78,601,014	33%
	判決	242	39,631,719	17%
	和解	235	13,240,303	6%
	取下げ	43	10,076,664	4%
	小　計	**551**	**141,549,700**	**60%**
⑤強制執行		**2**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**1,004**	**237,239,330**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**340**	**151,676,372**	**64%**

平成27年3月31日現在

平成23年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	706 件	148,163,007 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付・一部納付		**195**	**34,585,849**	**23%**
②分納合意	分納合意	74	10,166,563	7%
	債務承認	1	500,000	0%
	小　計	**75**	**10,666,563**	**7%**
③債権放棄・その他	生活保護	10	1,555,300	1%
	破産	4	752,000	1%
	死亡	1	220,000	0%
	行方不明・その他	6	1,126,000	1%
	小　計	**21**	**3,653,300**	**2%**
④訴訟案件	完納（取下等）	20	58,060,093	39%
	判決	171	28,481,193	19%
	和解	205	9,655,823	7%
	取下げ	18	3,060,186	2%
	小　計	**414**	**99,257,295**	**67%**
⑤強制執行		**1**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**706**	**148,163,007**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**215**	**92,645,942**	**63%**

平成27年3月31日現在

平成24年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	204 件	42,860,988 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**53**	**11,301,000**	**26%**
②分納合意	分納合意	36	3,964,400	9%
	債務承認			0%
	小　計	**36**	**3,964,400**	**9%**
③債権放棄・その他	生活保護	1	240,000	1%
	破産			0%
	死亡			0%
	行方不明・その他			0%
	小　計	**1**	**240,000**	**1%**
④訴訟案件	完納（取下等）	11	10,432,288	24%
	判決	50	10,766,208	25%
	和解	46	4,539,492	11%
	取下げ	5	1,257,600	3%
	小　計	**112**	**26,995,588**	**63%**
⑤強制執行		**1**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**1**	**360,000**	**1%**
合　計		**204**	**42,860,988**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**64**	**21,733,288**	**51%**

平成27年3月31日現在

平成25年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	140 件	28,597,000 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**17**	**4,146,200**	**14%**
②分納合意	分納合意	29	2,936,500	10%
	債務承認			0%
	小　計	**29**	**2,936,500**	**10%**
③債権放棄・その他	生活保護	1	276,000	1%
	破産			0%
	死亡			0%
	行方不明・その他			0%
	小　計	**1**	**276,000**	**1%**
④訴訟案件	完納（取下等）	6	7,342,456	26%
	判決	34	6,991,830	24%
	和解	52	6,675,014	23%
	取下げ	1	229,000	1%
	小　計	**93**	**21,238,300**	**74%**
⑤強制執行		**0**	**0**	**0%**
⑥交渉中		**0**	**0**	**0%**
合　計		**140**	**28,597,000**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**23**	**11,488,656**	**40%**

平成27年3月31日現在

平成26年度　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	103 件	18,843,177 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**18**	**3,430,300**	**18%**
②分納合意	分納合意	29	3,972,500	21%
	債務承認	0	0	0%
	小　計	**29**	**3,972,500**	**21%**
③債権放棄・その他	生活保護	3	410,000	2%
	破産	0	0	0%
	死亡	0	0	0%
	行方不明・その他	0	0	0%
	小　計	**3**	**410,000**	**2%**
④訴訟案件	完納（取下等）	2	935,697	5%
	判決	15	3,568,600	19%
	和解	19	3,112,203	17%
	取下げ	0	0	0%
	小　計	**36**	**7,616,500**	**40%**
⑤強制執行		**1**	**430,000**	**2%**
⑥交渉中		**16**	**2,983,877**	**16%**
合　計		**103**	**18,843,177**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**20**	**4,365,997**	**23%**

平成27年3月31日現在

累計　生活一時資金貸付金　経過報告

受託件数	3,457 件	812,759,369 円

		件数	金額(円)	%
①全額納付･一部納付		**999**	**233,856,492**	**29%**
②分納合意	分納合意	396	53,781,948	7%
	債務承認	4	1,029,000	0%
	小　計	**400**	**54,810,948**	**7%**
③債権放棄・その他	生活保護	48	9,793,589	1%
	破産	18	4,507,156	1%
	死亡	14	3,418,500	0%
	行方不明・その他	65	14,759,624	2%
	小　計	**145**	**32,478,869**	**4%**
④訴訟案件	完納（取下等）	96	252,136,424	31%
	判決	880	159,770,740	20%
	和解	803	51,122,285	6%
	取下げ	112	24,809,734	3%
	小　計	**1891**	**487,839,183**	**60%**
⑤強制執行		5	430,000	0%
⑥交渉中		17	3,343,877	0%
合　計		**3,457**	**812,759,369**	**100%**
回収金額 **①＋④完納**		**1,095**	**485,992,916**	**60%**

生活一時資金における経費の実績

	件数	着手金	実費	計
19年度	100	1,050,000	325,240	1,375,240
20年度	200	5,250,000	1,546,809	7,017,009
21年度	1,000	36,750,000	5,962,670	42,832,310
22年度	1,002	36,750,000	5,599,452	42,349,452
23年度	705	25,725,000	6,376,254	32,101,254
24年度	203	7,350,000	1,234,824	8,584,824
計	3,210	112,875,000	21,045,249	134,260,089

江戸川区生活一時貸付金／強制執行実績

	支払い約束	動産	預金	給料	財開	合計	差押済額	任意支払約束	成果
H23年度	0	12	72	9	25	118	1,687,008	8,035,638	9,722,646
H24年度	0	0	228	44	120	392	7,005,375	28,864,942	35,870,317
H25年度	103	2	339	67	121	529	15,626,252	63,511,997	79,138,249
H26年度	77	6	185	77	59	327	18,703,191	41,093,739	59,796,930
H27年度	0	3	35	28	1	67	1,608,966	1,588,926	3,197,892
累計	180	23	859	225	326	1433	44,630,792	143,095,242	187,726,034

平成27年7月28日現在

＊支払い約束とは、強制執行前に最後通牒を債務者に送ったところ、債務者がそれに反応して分割払いの約束ができたもの。
＊任意支払約束とは、強制執行着手後に債務者との間で分割払いの約束ができたものや給与差押えにより将来入金となる予定のもの。

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び職員の賠償責任の手続上の流れ

資料２８

住民監査請求

住民

①　違法・不当な公金の支出
②　違法・不当な財産の取得・管理・処分
③　違法・不当な契約の締結・履行
④　違法・不当な債務その他の義務の負担
⑤　違法・不当に公金の賦課徴収又は財産の管理を怠ること

あると認めるとき

①　監査
②　当該行為の防止・是正
③　当該怠る事実を改めること
④　団体の被った損害の補填

請求

監査委員

請求の棄却

結果に不服のあるとき

議会・長等に対する必要な措置の勧告

必要措置

必要な措置を行わないとき

六十日以内に監査・勧告を行わないとき

住民訴訟

住民訴訟

住民訴訟

①　行為の差止め
②　行政処分の取り消し・無効確認
③　怠る事実の違法確認
④　職員に対する損害賠償等の請求を求める

請求

裁判所

職員の賠償責任

普通地方公共団体の長

賠償命令の対象となる者

賠償命令が発令される場合

監査委員

賠償責任及び賠償額の決定

（普通地方公共団体の長）決定に基づく賠償命令

	H19	H20	H21	H22	H23	H24
受託金額	22,975,900	83,435,600	230,644,367	237,239,330	148,163,007	42,860,988
回収金額	11,422,906	34,978,939	115,848,064	111,890,261	63,659,288	21,733,288
経費	1,375,240	7,017,009	42,832,310	42,349,452	32,101,254	8,584,824

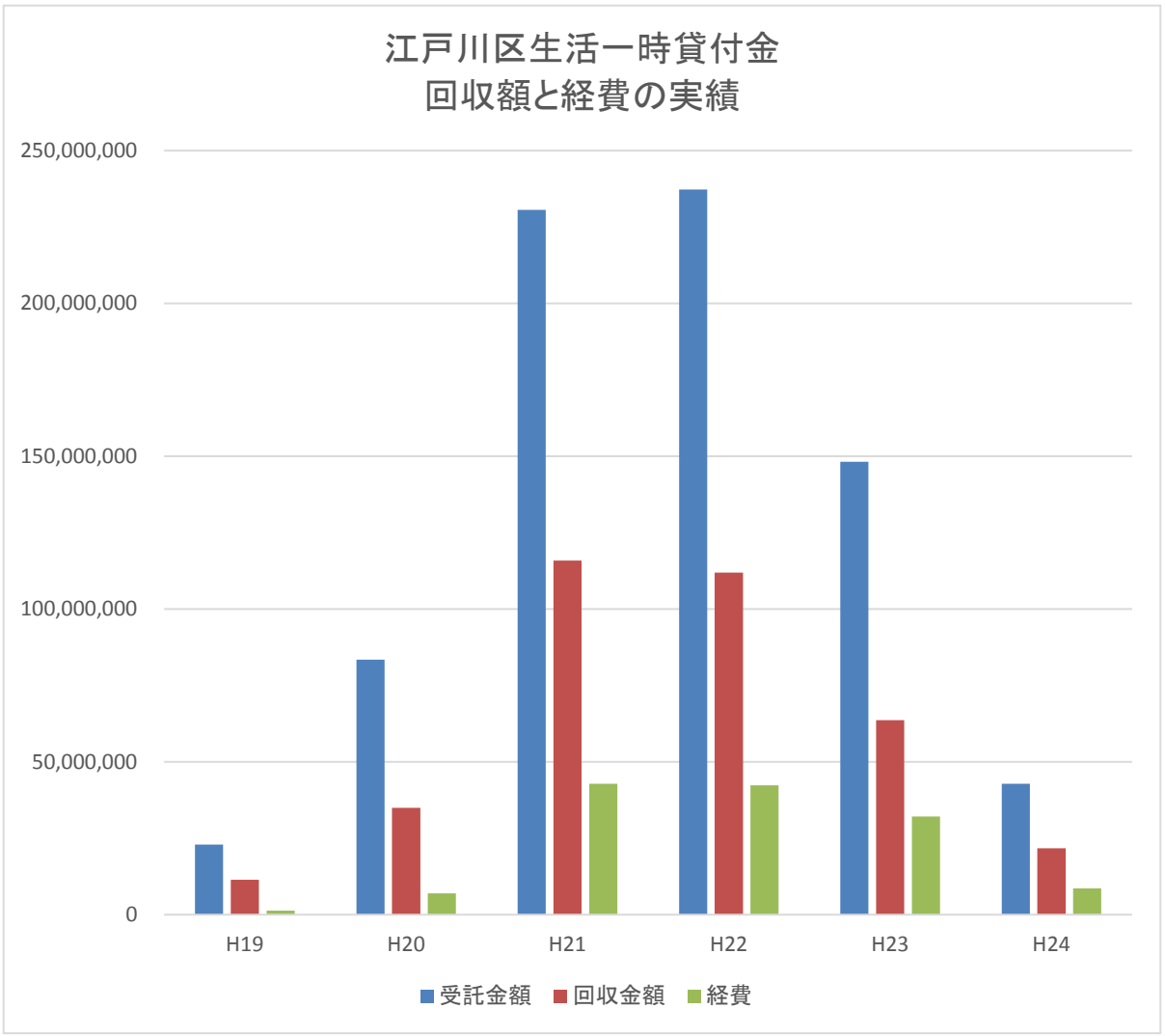

平成24年10月26日

練馬区／平成22年・23年度・24年度　強制執行収支一覧（応急小口資金貸付金）

		貸付番号	氏　名		債務名義	事件番号	種別	実施日	結　果	納付元金	納付延滞金	支出額計	委任費用	執行文代	送達証明代	執行費用
21年度訴訟委託分	1	2012694	A	借	判決書	平成22年(執イ)第○○号	動産	2010/12/21	執行不能／月2万円	390,000		61,268	36,750	300	150	24,068
	2	2014680	B	連	判決書	平成22年(執イ)第○○号	動産	2010/12/7	執行不能／債権放棄	—		41,926	36,750	300	150	4,726
	3	2013638	C	借	判決書	平成22年(執イ)第○○号	動産	2011/1/21	執行不能／債権放棄	—		70,368	36,750	300	150	33,168
	4	2012016	D	借	判決書	平成22年(執イ)第○○号	動産	2010/12/24	執行不能／債権放棄	—		42,222	36,750	300	150	5,022
	5	2012218	E	借	判決書		債権	23年1月から	毎月3万円	400,000	319,610	46,500	36,750	300	150	9,300
	6	2016661	F	借	和解調書	平成23年(ル)第○○号	債権	23年4月から	毎月2万円	185,000	94,484	9,750	0	300	150	9,300
									賞与5万円	100,000						
	7	2017642	G	借	和解調書	平成23年(ル)第○○号	債権	23年6月から	毎月2万円	120,000		8,910	0	300	150	8,460
									賞与3万円	60,000	83,452					
	8	2010029	H	借	和解調書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/5/16	執行不能／債権放棄	—		29,666	0	300	150	29,216
	9	2011457	I	借	和解調書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/4/25	執行不能／月2万円	200,000		5,842	0	300	150	5,392
	10	2016681	J	借	和解調書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/5/16	執行不能／月5千円	160,000		20,110	0	300	150	19,660
	11	2014687	K	借	和解調書		債権	23年6月から	毎月5千円/賞与6万円	80,000		9,750	0	300	150	9,300
								23年9月まで	月1万円	20,000						
22年度訴訟委託分	12	2011307	L	借	判決書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/8/30	執行不能	0		5,250	0	300	150	4,800
	13	2018634	M	借	判決書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/9/6	執行不能/月5千円	0		5,916	0	300	150	5,466
	14	2018248	N	借	判決書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/9/22	執行不能	—		37,972	0	300	150	28,222
						平成23年(ル)第○○号	債権	24年2月から	給与1.5万円	120,000						9,300
									賞与3万円							
	15	2018454	O	保	和解調書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/12/6	執行不能	—		20,686	0	300	150	20,236
	16	2020618	P	借	和解調書	平成23年(執イ)第○○号	動産	2011/12/26	執行不能	25,000		30,258	0	300	150	29,808
	17	2013603	Q	借	和解調書		債権	24年7月から	月5千円	70,000						
	18	2018434	R	借	判決書		動産	2012/6/24	執行不能/月8千円							
23年度訴訟委託分	19	2015658	S	借	判決書	平成24年(執イ)第○○号	動産	2012/4/9	執行不能			6,064	0	300	150	5,614
	20	2016064	T	借	判決書	平成24年(執イ)第○○号	動産	2012/4/20	執行不能			18,630	0	300	150	18,180
	21	2012255	U	借	判決書	平成24年(執イ)第○○号	動産	2012/4/9	執行不能			5,842	0	300	150	5,392
	22	2014421	V	借	判決書		動産	2012/7/12	執行不能							
	23	2013431	W	借	判決書	平成24年(執イ)第○○号	動産	2012/5/16	執行不能			450	0	300	150	
	計									1,930,000	497,546	477,380	183,750	6,000	3,000	284,630
収支計										1,950,166						

完済および欠損で終了

納付元金および納付延滞金は、強制執行後からの支払額